第5期久留米市障害福祉計画第1期久留米市障害児福祉計画

平成30年度(2018年度)~ 平成32年度(2020年度)

平成30年(2018年)3月 **久留米市**





目 次

第1部 計画の策定にあたって ・		1
1. 計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
2. 計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
3. 計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2
(1)計画の基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2
(2)計画の基本的視点		2
4. 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
5. 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計	画の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2部 平成32年度(2020年度)	に向けた	
	目標の設定 ・・・	4
第1章 成果目標について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行 ・・・・・・		4
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの		5
		6
		7
5. 障害児支援の提供体制の整備等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		8
第2章 活動指標について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		9
1. 指定障害福祉サービス等・指定通所支援等		9
(1)サービスの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		9
(2)第4期計画期間中の実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		12
(3)各サービスの現状と見込み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		14
		24
(1)サービスの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
(2)第4期計画期間中の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		27
(3)各サービスの現状と見込み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		28
第3部 計画の進行管理 ・・・・・・・		38
1. PDCAサイクルの導入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		38
2 本市における進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・		





第1部 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)において、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、地域社会における共生を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと、並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げています。また、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや、障害者等に対する支援の拡充を行い、障害福祉計画においては、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要な措置を講じることで、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとされています。

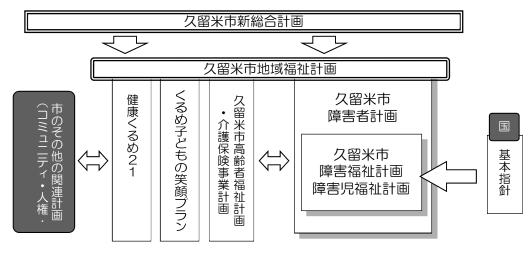
本市では、障害者自立支援法並びに障害者総合支援法に基づき、「久留米市障害福祉計画」を策定し、サービス体系の円滑な移行や障害福祉サービス提供基盤の整備を進めてきました。

この度、現行の第4期計画の期間が平成29年度(2017年度)をもって終了するとともに、児童福祉法の改正により市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務づけられたことから、国が定める基本指針や国・県の動向、本市における第4期計画の数値目標に対する進捗状況等を踏まえ、平成32年度(2020年度)を最終目標年度とする具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定し、本市における障害福祉サービス等の提供体制の一層の充実を図るために「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本市では、平成29年度(2017年度)に「第3期久留米市障害者計画」を策定しています。この障害者計画は、障害者基本法に基づき市町村に策定が義務づけられている計画で、 市町村における障害者福祉施策の基本方針(マスタープラン)に係る計画です。一方、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、自立支援給付及び地域生活支援事業に関する実施計画(アクションプラン)的な性質を持っています。

そこで、今回策定する「第5期久留米市障害福祉計画」及び「第1期久留米市障害児福祉計画」は、この第3期障害者計画の基本理念や基本目標を踏まえたものとします。





3. 計画の基本的な考え方

(1)計画の基本理念

本計画は、前記のとおり、本市の障害者施策の基本的方針を定めた第3期久留米市障害者計画と一体的に取り組むものです。よって、本計画においても基本理念は同計画と同じく下記のとおりとします。

基本理念

誰もが 自分らしく生きがいを持ち 支え合いながら 安心して暮らし続けられる まちの実現に向けて

(2) 計画の基本的視点

計画策定にあたっては、関係法令、国の基本指針、本計画の基本理念等を踏まえて、サービス提供体制の整備について、下記のとおり基本的視点を設けます。

基本的視点1

障害者が自分でサービスを選び、利用できる環境づくりを進めます。

障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とするサービスその他の支援の提供体制の確保に取り組みます。また、これらサービスの有機的連携による総合的な支援を行う「地域生活支援拠点」により、障害者等の「親亡き後」にも対応した支援体制の構築に取り掛かります。

基本的視点2

グループホーム等居住の場の確保の充実を図ります。

入所施設・精神科病院から地域生活への移行や家庭からの独立した生活を希望する障害者にとって重要となる居住の場として、グループホーム等の整備充実を図ります。また、入所支援についても、入所者数の削減を図りながら、真に同サービスを必要とする入所者の居住の安定が図られるように取り組んでいきます。

基本的視点3

福祉施設から一般就労等への移行・定着等を推進します。

地域生活への移行・定着のため重要な経済的自立を確保するために、一般就労につながる就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援の提供体制の確保に努めます。

基本的視点4

相談支援の提供体制を確保します。

平成 27 年度(2015 年度)から全サービス利用者に作成が義務づけられるサービス等利用計画の策定に係る計画相談支援の充実を図ります。また、地域生活への移行・定着の促進のための地域相談支援や自立生活援助の利用も促進していきます。

基本的視点5

障害のある子どもへの支援の提供体制を確保します。

障害児及びその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の確保が必要です。市の子育て関連の計画との調和を図りつつ、障害のある子どもに対する障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の支援を確保します。



4. 計画の期間

障害福祉計画の期間は、厚生労働大臣が示す基本指針において規定されています。 本計画は、同指針に基づき、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの3年間とします。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
ス留米市 障害者計画 (第 1 期計画) 【H18-H25】				久留米市障害者計画 (第3期計画) 【H30—H35】							
久留米市障害福祉計画 (第3期計画) 【H24-H26】		(第	市障害福 3 4 期計〔 27—H2	画)	(第 久留米 (第	市障害福 5 5 期計i 市障害児福 5 1 期計i 30—H3	画) 祉計画 画)	(第 久留米 (第	市障害福 6 期計i 市障害児福 5 2 期計i 33—H3	画) 祉計画 画)	

5. 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の特徴

平成 28 年(2016年)に、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。これに伴い、平成 30 年度(2018 年度)から新たな制度が創設されます。

本計画では、これらの新たな制度への対応や、本市の実情、障害者差別の解消といった地域課題などを勘案して策定しました。



第2部 平成32年度(2020年度)に 向けた目標の設定

第1章 成果目標について

計画期間の取り組みの達成度を評価するため、成果目標を設定します。障害者の自立支援の観点から、地域移行や就労支援といった課題に対応するため、国の指針を参考とし、以下のとおり成果目標を定めます。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- ① 平成 28 年度(2016 年度)末時点の入所者数の 9%以上を、平成 32 年度(2020 年度)までに地域生活に移行。
- ② 平成 32 年度(2020 年度)末の施設入所者数を、平成 28 年度(2016 年度)末時点の施設入所者数から 2%以上削減。

久留米市の目標

- ① 平成 28 年度 (2016 年度) 末の施設入所者数のうち、平成 32 年度 (2020 年度) までに地域生活へ移行する人数を 33 人とします。
- ② 平成 32 年度(2020 年度)末の施設入所者数を、平成 28 年度(2016 年度)末施設入 所者から8名減少することを目指します。

項目		数值	考え方
H28年度(2016年度)末時点の入所者数 A		366人	H28年度(2016年度)末の実績
H32年度(2020年度)末の入所者数 B		358人	H32年度(2020年度)末の見込数
【目標値】削減見込み	A-B	8人	差引き減少見込数(A-B)
日保恒】 門 <i>城兄込の</i>	A-D	2.2%	(A-B) /A×100
		33人	施設入所から地域生活へ
【目標値】地域生活移行者	С	337	移行する者の数
		9%	C/A×100

- ■第4期計画において、平成29年度(2017年度)末の入所者の目標を355人としましたが、 目標を達成できない見込みとなっています(実績見込364人)。これは、入所者の高齢化 や重度化により、地域での自立した生活に困難がある方が多かったためと考えられます。
- ■国の指針に則して地域生活移行を進め、入所者数を減少することとしますが、高齢者、重度者など真に入所支援を必要としている方もいます。このような方には、サービスが提供できるように、また、自立が可能でそれを希望する人には、地域生活が送れるように支援を行っていく必要があります。
- ■削減の結果、余剰が生じる施設について、有効的に活用できる方策を探っていく必要があります。



※「地域生活への移行」とは、福祉施設に入所している障害者が、グループホーム、一般 住宅等へ移行することをいいます。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

平成32年度(2020年度)末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置。

久留米市の目標

保健、医療、福祉関係者による協議の場の継続的かつ効果的な運営

- *協議の場について設置済。
- *「精神保健福祉関係機関連絡会議」及び「障害者地域生活支援協議会」が連携しながら 協議を進める。

○精神保健福祉関係機関連絡会議

【目的】

地域における相談支援体制の充実及び連携体制の構築し、精神障害者の地域移行支援の充実を図る。あわせて、心の健康づくりや自殺予防につながる知識及び技術を持った人材の育成を図る。

【構成】

市内の精神科病院及びクリニックの精神保健福祉士、相談支援専門員、訪問看護事業所職員、当事者支援団体職員、行政等

〇障害者地域生活支援協議会

【目的】

障害者総合支援法第89条の3に基づき、地域における障害者等への支援体制に関する課題について、関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

【構成】

障害者等、その家族、関係機関及び関係団体並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者



3. 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

平成32年度(2020年度)末までに、地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な整備)について、市内または圏域に少なくとも一つの拠点を整備。

久留米市の目標

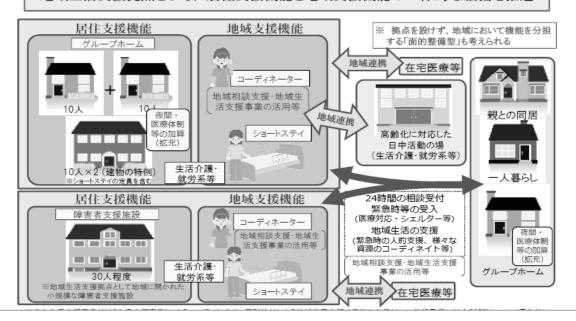
平成32年度(2020年度)までに地域生活支援拠点等の整備

地域生活の推進のため、拠点に求められる機能の検討や、既存事業所等の協力体制の構築を図り、期間中に1つの地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な整備)の整備を目指します。

イメージ図

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進





4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- ① 平成 32 年度(2020 年度)中に平成 28 年度(2016 年度)実績の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行。
- ② 平成32年度(2020年度)末における就労移行支援の利用者を平成28年度(2016年度)末から2割以上増加。
- ③ 就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ④ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。

久留米市の目標

- ① 平成 32 年度(2020年度)の福祉施設からの一般就労者数を年間60人とします。
- ② 平成 32 年度(2020年度)末の就労移行支援事業所の利用者数を134人とします。
- ③ 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を平成32年度(2020年度)末までに 全体の5割とすることを目指します。
- ④ 平成 30 年度(2018 年度)中又は平成 31 年度(2019 年度)中に就労定着支援事業を利用開始した者の1年後の職場定着率を8割とすることを目指します。

項目		数值	考え方
H28 年度(2016 年度)の 一般就労への移行実績	Α	40人	H28 年度(2016 年度)の実績
H32 年度 (2020 年度) 中の 一般就労への移行者数	В	60人	H32 年度(2020 年度)の目標 (Aの 1.5 倍以上)
H28 年度 (2016 年度) 末における 就労移行支援の利用者数	С	90人	H28 年度(2016 年度)の実績
H32 年度(2020 年度)末における	D	134人	H32 年度(2020 年度)の目標 (Cの2割以上増)
就労移行支援の利用者数	ט	149%	C に対する増加率 (D/C×100)

- ■平成29年度(2017年度)の一般就労の実績見込みは91人となっており、第4期計画の目標 (平成29年度(2017年度)において74人)を達成する見込みとなっています。
- ■平成29年度(2017年度)末における就労移行支援の利用者見込み数は110人となっており、第4期計画の目標(平成29年度(2017年度)末の利用者数238人)を達成できない見込みとなっています。これは、新規の事業所も増えてはいるものの、利用者見込み数を大きく下回る定員数(平成29年(2017年)12月1日現在で、指定事業所10・定員合計143人)に止まっていることなどが原因と考えられます。
- ■就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所が、平成29年度(2017年度)末見込みで全体の5割(10事業所中5事業所)となっており、第4期計画の目標(平成29年度(2017年度)末までに5割以上)を達成する見込みとなっています。
- 就労移行支援、就労継続支援のサービスを中心に、関係機関との連携を図りながら、一般 就労への移行を進めます。
- ■事業所への集団指導などを通して、目標就労移行率の周知に努め、就労移行の促進を図ります。
 - ※「一般就労者」とは、福祉施設から一般企業に就職した者、在宅就労した者、自ら起業 した者をいいます。
 - ※この場合の「福祉施設」とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の事業所を指します。



5. 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- ① 平成32年度(2020年度)末までに、児童発達支援センターについて、市内に少なくとも1ヵ所以上を整備。
- ② 平成 32 年度(2020 年度)末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。
- ③ 平成32年度(2020年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、市内に少なくとも1ヵ所以上を確保。
- ④ 平成 30 年度(2018 年度)末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場について、市内又は圏域に設置。

久留米市の目標

- ① 児童発達支援センターの適正な運営に係る支援
 - *児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターについて、確保済(2ヵ所)。
 - *児童発達支援は、それまで障害種別ごとに分かれていた障害児に対する通所サービスについて、複数の障害に対応できるよう平成24年度より一元化された際に創設された通所サービス。児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型があり、どちらも通所サービスを利用する障害児やその家族に対する支援を行うが、センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談への相談や、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。
- ② 保育所等訪問支援事業所の適正な運営に係る支援
 - *保育所等訪問支援事業所について、確保済(2ヵ所)。
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス 事業所の適正な運営に係る支援
 - *主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 について、確保済(各3ヵ所)。
- ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の継続的かつ効果的な運営
 - *協議の場について設置済。
 - *「重症心身障害児·者地域生活支援事業連携会議」

【目的】

医療的ケアが必要な方を含む重症心身障害児・者及びその家族に対して、医療・福祉の両面に通じたコーディネーターを核とした相談支援体制の構築をはじめ、地域課題の解決に向けた様々な施策の検討や社会資源等の開発、個別事例対応の検討等を踏まえた関係機関による情報共有や連携を行い、重症心身障害児・者及びその家族の地域生活の支援を図る。

【構成】

市内の総合病院及び訪問看護事業所の職員(看護師)、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所職員、学校、行政等



第2章 活動指標について

成果目標を実現するための活動指標として、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所 支援、障害児相談支援、地域生活支援事業等の必要量の見込み及びその確保のための方策 を定めます。

1. 指定障害福祉サービス等・指定通所支援等

(1)サービスの概要

	サービス名	内容
訪問系	系サービス	
	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常に介護を 必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時に おける移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回 避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括 支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービス を包括的に行います。
日中流	5動系サービス [介護	給付]
	生活介護	施設や通所において、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、 排せつ、食事の介護などを行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養 上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
日中流	5動系サービス [訓練	等給付]
	自立訓練(機能訓練)	身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
	自立訓練(生活訓練)	知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
	宿泊型自立訓練	一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練を実施します。また、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。



	サービス	名	内容
	就労移行	支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要 な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型		一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、 知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型では、 雇用契約を結んで就労の場を提供します。
	就労継続	支援B型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、 知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型では 企業などやA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面 で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人な どを対象とします。
	就労定着支援		就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で就労 に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、相談を 通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等と の連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実 施します。
居住系	系サービス		
	自立生活:	援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者でー 人暮らしを希望する者等を対象に、定期的に居宅を訪問し生活 状況の確認及び助言、医療機関等との連携調整を行うとともに、 利用者への相談支援を行います。
	共同生活:		障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や 日常生活上の援助を行います。
	施設入所	支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援等の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
相談习	支援		
	計画相談支援		障害福祉サービスを利用する全ての障害者を対象に、支給決定 又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成する とともに、一定の利用の期間ごとにサービス等の利用状況のモ ニタリングを行います。
	地域	地域 移行 支援	障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。
	相談支援	地域 定着 支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害者等に対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。



サービス名		内容
障害」	見通所支援	
	児童発達支援	通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な 知識や技能の付与または集団生活への適応訓練、その他必要な支 援を行います。
	放課後等デイサービス	学校授業終了後や休業日に、通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
	保育所等訪問 支援	指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害児やスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
	医療型 児童発達支援	上肢、下肢、体幹の機能に障害のある児童に対し、児童発達支援 及び治療を行います。
障害児相談支援		障害児通所の利用に際し、障害児支援利用計画を作成。また、通 所支援開始後は、モニタリングを行う等の支援を行います。
医療に	的ケア児コーディ ター	医療的ケアが必要な障害児が、地域生活において必要となる関連 分野の支援の調整を行います。



(2) 第4期計画期間中の実績

第4期計画期間中の障害福祉サービスの実績は、次のとおりです。

辰八	.\ <u>н</u> гэр		₩ / ±	H27年度(2	2015年度)	H28年度(2016年度)		H29年度(2017年度)	
区分		サービス名	単位	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
	≘☆見	問系サービス 合計	時間	20,839	18,755	23,651	18,977	26,909	19,364
	اللوا		人	722	729	807	745	889	792
		居宅介護	時間	12,598	11,562	13,732	11,759	14,968	11,938
		店七 八 喪	人	604	621	658	638	717	681
		重度訪問介護	時間	6,490	5,909	7,788	5,962	9,346	5,968
訪問		主反切凹入侵	人	35	32	42	31	50	67
問系		同行援護	時間	1,233	959	1,467	923	1,746	1,084
			人	64	61	76	63	91	67
		行動援護	時間	518	325	664	333	849	374
		TJ 到J及吱	人	19	15	25	13	31	13
		重度障害者等包括支援	時間	0	Ο	0	Ο	0	0
		主反阵口目守己加文版	人	0	Ο	0	Ο	0	0
	生等	舌介護 	人日	14,552	13,965	15,571	14,188	16,661	14,662
日	土	ᄓᄭᅝ	人	728	705	779	721	833	739
中活	療證	養介護	人	96	93	100	94	105	97
動系	動		人日	561	465	620	485	693	493
$\overline{}$	ᄻ		人	117	105	129	111	144	122
介護給		<i>(Ż</i> 亘Ź℩ͰℋͿ)	人日	432	389	448	398	464	391
給付		(福祉型)		90	87	93	91	97	98
1.5		(医療型)	人日	129	76	172	87	229	102
		(区原主)	人	27	18	36	20	47	24
	白ī	立訓練 (機能訓練)	人日	197	105	225	101	257	48
		工品川深 (1成月63川深)	人	13	11	14	7	16	3
	白귟	立訓練(生活訓練)	人日	577	619	629	676	686	501
日中活		工训派(土,口训练)	人	38	41	42	40	45	29
動	宏证	5型自立訓練 1	人日	378	372	408	263	441	297
系へ	1111		人	16	16	17	11	19	13
訓練	하수		人日	2,897	2,190	3,528	1,482	4,297	1,868
練等給:	13/6/	U19 [J 又]及	人	161	125	196	90	238	110
付)	54 1 5	労継続支援(A型)	人日	5,541	5,938	6,988	6,979	8,813	7,975
	13/6/	ひをがし、文1及(八王)	人	286	310	361	368	455	411
	ᆄ	労継続支援(B型)	人日	7,631	7,797	8,571	9,246	9,627	9,800
	孙心	り極利又接(ロ主)	人	428	478	481	576	540	601
居住	共同	司生活援助(グループホーム)	人	238	235	274	248	315	301
至系	施記	设入所支援	人	362	367	359	366	355	364
相	計画	画相談支援	人	2,746	1,667	2,894	2,036	3,042	2,236
談支	地拉	或相談支援(地域移行)	人	15	4	15	5	15	6
援	地拉	或相談支援(地域定着)	人	15	5	15	8	15	10



区分	サービス名単		単位 H27年度(2015年度)		H28年度(2016年度)		H29年度(2017年度)	
区刀	9-LA 4	平位	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
	児童発達支援	時間	749	705	786	740	826	1,082
	八里光连又饭	人	70	74	74	74	78	105
障害児	章	時間	1,831	2,705	2,380	4,205	3,094	5,962
児		人	222	234	289	337	376	433
通所支援	保育所等訪問支援	時間	1	32	1	50	1	54
支援	体目が守め心文法	人	1	17	1	26	1	31
	医療型児童発達支援	時間	0	0	22	0	44	0
		人	0	0	1	0	2	0
相談支援	障害児相談支援	人	432	182	476	306	520	396



(3) 各サービスの現状と見込み

(3-1) 訪問系サービス

サービス名	居宅介護						
実績と現状		第4期計画期間中は、見込みを下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数は一貫して増加しています。					
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)				
(1 か月当り)	12,296 時間	12,665 時間	13,045 時間				
	735人	794 人	858人				
推計の考え方	を援助するものとして、 となるサービスです。第 えると、第5期計画の	ける訪問系サービスは、障害 住み慣れた地域で暮らし終 54期計画期間中の傾向や、 期間中も、利用者は増加して 1時間も増加していくものと	続けるための支援の根幹 障害者数の推移を踏ま ていくものと予測されま				
確保のための方策	要見込み量の確保に努 ■ホームヘルパーの養成 する情報提供を行いま	な・確保について、関係機関です。 する講座・講習などの受講を	場等が実施する研修に関				

サービス名	重度訪問介護				
実績と現状	第4期計画期間中は、見込みを下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数はほぼ一定である一方、利用時間数 は一貫して増加しています。				
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)		
(1 か月当り)	6,266 時間	6,580 時間	6,909 時間		
(1 % 7 = 9)	32人	32人	33人		
推計の考え方	利用者が 30 人程度と少ないため、利用人数の増減が大きく影響を受ける可能性がありますが、第 4 期計画期間中の傾向や、利用要件が拡大(平成 30 年度(2018 年度)から入院時の病室での利用可能) されたことも踏まえて、今後も増加するものと見込みます。				
確保のための方策	■居宅介護と同様に取り組みます。				

サービス名	同行援護					
実績と現状	第4期計画期間中は、見込みを大きく下回る値で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用者数は一貫して増加している一方、利用 時間数も、一旦は平成 28 年度(2016 年度)に減少するものの一貫して増 加傾向にあります。					
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)			
(1 か月当り)	1,236 時間	1,409 時間	1,606 時間			
(1 % 7 = 9)	76人	87人	99人			
推計の考え方	視覚障害者数の推移を踏まえると、今後は比較的落ち着いた伸びを見せるものと考えられます。					
確保のための方策	■居宅介護と同様に取り組みます。					



サービス名	行動援護			
実績と現状	第4期計画期間中は、見込みを大きく下回る値で推移しています。 本サービスは、対応できる事業所が限られている(現在、市内に3事業 所のみ)ため、その利用枠で利用量が頭打ちになっている可能性も考えら れます。			
	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)	
サービス見込量	411 時間	452 時間	497 時間	
(1 か月当り)	15人	18人	20人	
推計の考え方	対応できる事業所、ヘルパーの増加を図り、利用者の増加につなげてい きます。			
確保のための方策	■平成 27 年度(2015 年度)の報酬改定において、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)の修了者の配置が、施設入所支援、短期入所、共同生活援助及び障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件とされたことを受け、様々な形で研修等が行われていますが、それらを通じ強度行動障害に対する理解を促し、事業所の確保に努めます。			

サービス名	重度障害者等包括支援			
実績と現状	第4期計画の見込みのとおり利用者はいない状況です。 また、市内に同サービスを提供する事業所はありません。			
	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)	
サービス見込量 (1 か月当り)	〇 時間	〇 時間	〇時間	
	0人	0人	0人	
推計の考え方	サービス提供を行える要件が厳しいなどの理由から、サービスを提供する事業所の整備は進んでいません。平成 29 年度(2017 年度)現在で、九州で3事業所)。既存のサービスを組み合わせて提供することで対応していきます。			
確保のための方策	■希望する事業者へは、	指定基準等の情報提供を行	テっていきます。	

(3-2-①) 日中活動系サービス〔介護給付〕

サービス名	生活介護			
実績と現状	第4期計画期間中は、見込みを下回る利用者数で推移しています。 各年度の実績の比較では、利用日数及び利用者数ともに一貫して増加しています。 施設入所者の利用がほぼ横ばいという中での増加であることから、それ以外の利用者が増加しているものと考えられます。			
	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)	
サービス見込量 (1 か月当り)	15,102 人日	15,555 人日	16,021 人日	
	761人	784 人	807人	
推計の考え方	第4期計画期間中の傾向や、障害者数の推移を踏まえると、第5期計画の期間中も、利用者は増加していくものと予測されます。それにつれて、利用時間も増加していくものと見込みます。			



確保のための方策	■利用者の多くは入所施設での実施ですが、それ以外での事業所数が増えている状況です。現在の定員数でも第5期計画期間の利用者数をまかなえる見込みですが、市の中央部など地域によっては整備が進んでいない状況があります。今後の整備状況を見ながら、必要な地域への整備が進められるよう努めます。
----------	--

サービス名	療養介護		
実績と現状	第4期計画期間中の見込量をわずかに下回る利用者数で推移しています。 医療的ケアに加え、常時の介護を要する特に重度の方が対象となっているため、大きな利用者の増減はありません。		
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
(1 か月当り)	100人	103人	106人
推計の考え方	市内では「ゆうかり医療療育センター」のみで実施しています。今後も 大きな増減は考えにくいため、微増程度で推移するものと見込みます。		
確保のための方策		サービスの提供につなげるの事業所の活用も含めて	

サービス名	短期入所					
実績と現状	福祉型については、第4期計画期間中の見込量と同程度(利用日数は少し下回る)で推移する一方、医療型については大きく下回る利用者数で推移しています。 各年度の実績の比較では、福祉型は微増程度で推移する一方、医療型については一貫して増加しています。 自立した生活の慣らしの場として、また、介護者の負担軽減のため重要な機能を果たしていると考えられます。					
	H30 年度(2	2018 年度)	H31 年度(2	2019 年度)	H32 年度(2	2020年度)
		507人日		521 人日		535 人日
サービス見込量	(福祉型)	395人日	(福祉型)	399人日	(福祉型)	403 人日
リーピス兒込里 (1か月当り)	(医療型)	112人日	(医療型)	122人日	(医療型)	132人日
		128人		134人		140人
	(福祉型)	100人	(福祉型)	102人	(福祉型)	104人
	(医療型)	28人	(医療型)	32人	(医療型)	36人
推計の考え方	第 4 期計画期間中の実績を踏まえ、今後も増加するものと見込みます。					
確保のための方策	の利用が の整備を(■受け入れ)	 ■本市の場合、グループホームや入所施設の空部屋を利用した「空床型」の利用が大きくなっています。定員の確保が不安定となるため、「併設型」の整備を促進していきます(福祉型)。 ■受け入れができる施設が限られるため、定員の確保が課題です。市外施設の利用も含め、提供体制の確保に努めていきます(医療型)。 				



(3-2-②) 日中活動系サービス〔訓練等給付〕

サービス名	自立訓練(機能訓練)			
実績と現状	計画期間を通して、見込みを大きく下回る状態が続いています。 各年度の実績の比較でも、減少傾向で推移しており、特に平成 29 年度 (2017 年度)は、利用日数・利用人数ともに前年度の半数以下になる見込みとなっています。 ただし、利用人数が 1 桁台であるなど、数人の利用の中止が大きく影響しているものと考えられます。			
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)	
(1 か月当り)	35 人日	26 人日	19 人日	
	2人	2人	1人	
推計の考え方	利用者が 1 桁台と極端に少ないため、利用人数の増減が大きく影響を受ける可能性がありますが、市内には事業所が無いなど、大幅な利用希望者の増加は見込めないと考えられます。			
確保のための方策	■現在、自立訓練(機能訓練)を提供する指定事業所は、市内にありません。より身近な地域でサービスを受けることができるよう、事業所の整備促進を図っていきます。			

サービス名	自立訓練(生活訓練)			
実績と現状	計画期間を通して、見込みを上回る状態で推移していましたが、平成 29年度(2017年度)は急激に減少する見込みです。 各年度の実績の比較でも、増加傾向にあったものの、平成 29年度(2017年度)が前年度の 70%程度となる見込みです。			
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)	
(1 か月当り)	491 人日	481 人日	471 人日	
(1 % 7 3 9)	28人	27人	27人	
推計の考え方	本サービスは、訓練を目的としているため、標準期間(24月)が設定されています。そのため、一定期間の経過により利用者の入れ替わりが生じます。障害者数の推移等を勘案すると、微減程度で推移していくものと考えられます。			
確保のための方策		■計画期間中の需要を十分に満たしています。今後は、相談支援などを通じて利用促進を図っていきます。		

サービス名	宿泊型自立訓練			
実績と現状	現在、1 事業所のみでのサービス提供です。精神科病院系の運営主体によって運営されており、入院患者の地域生活復帰のための訓練の場となっていますが、利用者は横ばいです。			
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)	
(1 か月当り)	300人日	303 人日	306 人日	
(1 %: Д = 9)	13人	13人	13人	
推計の考え方	事業所数が限られていることから、横ばいで推移するものと見込みます。			
確保のための方策	■短期入所、共同生活援助など、類似のサービスの整備状況や利用者のニーズの把握に努め、必要に応じて整備を促進していきます。			



サービス名	就労移行支援			
実績と現状	計画期間を通して、見込みを大きく下回る状態で推移しています。 各年度の実績の比較では、平成 28 年度(2016 年度)で一旦減少したも のの、再び増加傾向にあります。			
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)	
(1 か月当り)	1,962 人日	2,060 人日	2,163 人日	
(1 %', 7 = 9)	117人	125人	134人	
推計の考え方	障害者の経済的自立を支える就労、なかでも一般就労移行の根幹となる事業です。国の指針により、利用者数を平成 28 年度(2016 年度)末の利用者(90人)から 2 割以上増加することとされています。本市では、過去の実績を考慮して134人を目標として利用促進を図っていきます。			
確保のための方策	もある中、定員に十分	は 143 人となっておりまな余裕がある状態ではあ、施設整備補助などを活要があります。	りません。事業者への呼	

サービス名	就労継続支援 (A型)			
実績と現状	計画期間を通して、見込みとほぼ同程度で推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にありますが、前年度から の伸びは少しずつ鈍化してきている状況です。			
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)	
サービス見込 <u>軍</u> (1 か月当り)	8,773 人日	9,299 人日	9,578 人日	
(1 % 7 = 9)	448人	475人	489人	
推計の考え方	過去の実績の伸び率を見ると、平成 24 年度(2012 年度)から平成 27 年度(2015年度)の各前年度からの伸びは非常に大きくなっていましたが、それ以降の各前年度からの伸びは鈍化傾向にあり、本サービスの利用希望者の掘り起こしは一定進んだものと考えられ、今後は微増で推移した後、一定水準のまま推移すると見込みます。			
確保のための方策	■市内事業所は比較的順調に整備が進んでおり、市内の利用定員は現在 523人となっています。今後の事業所の開所状況を見ながら、整備促進 の要否を判断する必要があります。			

サービス名	就労継続支援(B型)			
実績と現状	計画期間を通して、見込みを大きく上回る状態で推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にありますが、前年度から の伸びは少しずつ鈍化してきている状況です。			
+-ビュ目3.早	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)	
サービス見込量	10,290 人日	10,598 人日	10,704 人日	
(1か月当り)	619人	632人	638人	
推計の考え方	就労移行支援を利用しても、企業等や就労継続支援 A 型の雇用につながらなかった人の受け皿となるなど、多くの人が利用しやすいサービスとなっておりますが、利用者の伸びは鈍化傾向にあります。			
確保のための方策	■現在市内の利用定員は595人。比較的順調に事業所数が増加していましたが、近年は落ち着いています。見込量との比較でいくと、期間中に不足が生じることとなるので、今後事業所数の動向を踏まえて対策が必要となる可能性もあります。			



サービス名	就労定着支援		
実績と現状	平成 30 年度(2018 年度)の制度改正に伴う新たなサービスです。		
サービス見込量	H30 年度(2018 年度) H31 年度(2019 年度) H32 年度(2020 年度)		
(1か月当り)	90人	90人	90人
推計の考え方	平成 29 年度(2017 年度)に就労移行支援等を利用後に一般就労へと移行した実績見込みを踏まえ、同程度で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■指定対象となる各事業 めます。	所に対する情報提供等を	積極的に行い、確保に努

(3-3) 居住系サービス

サービス名	自立生活援助			
実績と現状	平成 30 年度(2018 年度)の制度改正に伴う新たなサービスです。			
サービス見込量	H30 年度(2018 年度) H31 年度(2019 年度) H32 年度(2020 年度)			
(1か月当り)	20人	20人	20人	
推計の考え方	平成 29 年度(2017 年度)の地域定着支援事業の実績見込み値と同程度で推移すると見込みます。			
確保のための方策	■指定対象となる各事業 めます。	■指定対象となる各事業所に対する情報提供等を積極的に行い、確保に努めます。		

サービス名	共同生活援助(グループホーム)		
実績と現状	計画期間を通して、見込みを少し下回る状態で推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にあります。		
サービス見込量	H30 年度(2018 年度) H31 年度(2019 年度) H32 年度(2020 年度)		
(1か月当り)	331人	364 人	400人
推計の考え方	地域共生社会の推進に伴う、障害者施設からの地域移行等の受け皿として、大きな期待が寄せられています。こうした中、施設整備も着実に進んでおり、今後も利用は増加していくものと見込みます。		
確保のための方策		は、施設整備が進むことで 用により事業所の整備を(

サービス名	施設入所支援		
実績と現状	計画期間を通して、見込みを上回る状態で推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して同水準となっており、国の方針を受 けて、入所者数の削減に努めてきましたが、目標を達成できていません。		
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
(1か月当り)	362人	360人	358人
推計の考え方	国の示す方針を踏まえ、平成 28 年度(2016 年度)末の利用者(366 人)から 2%の削減を目標とします。		



確保のための方策

- ■地域生活への移行を進める中で、入所者数の削減を進めていく必要はありますが、真に必要としている方に、相談支援等を通じてサービスの提供につながるように努めていきます。
- 供につながるように努めていきます。
 ■耐震化基準など安全性に問題のある老朽施設については、入所者の安全確保のため、施設の更新を促していきます。

(3-4) 相談支援

サービス名	計画相談支援		
実績と現状	平成 27 年度(2015 年度)からの給付決定にあたっては、サービス等利用計画の策定が義務づけられました。制度施行後、利用者の伸びが大きくなっています。		
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
リーこへ兄込里	2,416人	2,566 人	2,686 人
推計の考え方	居宅・通所系のサービスの多くは、毎年更新手続きを行う必要があるため、その都度サービス等利用計画の策定が必要となってきます。 従来は、セルフプランによる対応も多くみられましたが、相談支援専門 員へ様々な支援等を通じ、計画相談支援へと切り替えていく必要があり、 今後も少しずつ増加し、その後は同水準で推移するものと見込みます。		
確保のための方策	■現在 26 か所の事業所が市内にありますが、本市のサービス受給者数を勘案するとまだ不足しているものと考えられます。そのため、社会福祉法人などに事業所の開設を勧奨するとともに、相談支援専門員を養成するための研修を紹介するなどしてサービスの確保を図っていきます。		

サービス名	地域移行支援		
実績と現状	地域移行は進んでいるものと考えられますが、サービスの利用は伸びて いない状況です。		
ユービッ目に早	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
サービス見込量	12人	13人	14人
推計の考え方	障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行をサポートしていくための重要なサービスです。国の指針により、平成 28 年度(2016 年度)末の施設入所者数の 9% (33 人) を地域生活へ移行とされていますので、これらの方々の利用を見込みます。		
確保のための方策	■施設からの退所や病院からの退院の際に、相談支援事業所につなぐことができるよう、制度や事業所の周知に努めていきます。		

サービス名	地域定着支援		
実績と現状	地域での生活を行う方は増えていると考えられますが、サービスの利用 は伸びていない状況です。		
+ - ビッ目3 早	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
サービス見込量	15人	17人	19人
推計の考え方	地域生活への移行後の生活をサポートしていくための重要なサービスで す。地域移行者が利用するものとして見込みます。		
確保のための方策	■地域移行支援と同様に取り組みます。		



(3-5) 障害児通所支援

サービス名	児童発達支援		
実績と現状	計画期間を通し、見込みを少し下回る状態で推移していましたが、平成28年度(2016年度)に急増し、見込みを上回っています。 各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にあり、特に平成28年度(2016年度)の伸びは非常に大きいものがありますが、これは、過去の請求漏れ分が計上されたものなど、単純な増加によるものではないなど、正確に要因を分析する必要があります。		
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
(1 か月当り)	1,233 人日	1,357 人日	1,424 人日
(1 % 7 3 9)	121 人	135人	143人
推計の考え方	第4期計画期間中の実績を踏まえ、今後も増加するものと見込みます。		
確保のための方策	■適正な運用が図られる ビスの内容・質の確保	よう、関係機関との連絡 に努めていきます。	調整を図り、一定のサー

サービス名	放課後等デイサービス		
実績と現状	計画期間を通し、見込みを大きく上回る状態で推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にありますが、前年度から の伸びは少しずつ鈍化してきている状況です。		
	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
サービス見込量	7,870 人日	9,523 人日	10,570 人日
(1 か月当り)	524人	598人	640人
推計の考え方	過去の実績の伸び率を見ると、平成 24 年度(2012 年度)から平成 27 年度(2015年度)の各前年度からの伸びは非常に大きくなっていましたが、それ以降の各前年度からの伸びは鈍化傾向にあり、本サービスの利用希望者の掘り起こしは一定進んだものと考えられ、今後は微増で推移した後、一定水準のまま推移すると見込みます。		
確保のための方策	■現在市内 35 か所の事業所が存在します。事業所の指定は福岡県となっていますが、関係機関、法人等の調整を図りながら整備の促進を図っていきます。		

サービス名	保育所等訪問支援		
実績と現状	計画期間を通し、見込みを大きく上回る状態で推移しています。 各年度の実績の比較では、一貫して増加傾向にありますが、前年度から の伸びは少しずつ鈍化してきている状況です。		
	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
サービス見込量 (1か月当り)	58人日	60 人日	61 人日
	35人	39人	41 人
推計の考え方	平成 27 年度(2015 年度)に急激に増加した後、微増で推移していますが、それ以降の各前年度からの伸びは鈍化傾向にあり、本サービスの利用希望者の掘り起こしは一定進んだものと考えられ、今後は微増で推移した後、一定水準のまま推移すると見込みます。		
確保のための方策	■事業所の指定は福岡県となっていますが、利用者の動向を見極めた上で、 関係機関、法人等の調整を図っていきます。		



サービス名	居宅訪問型児童発達支援		
実績と現状	平成 30 年度(2018 年度)の制度改正に伴う新たなサービスです。		
	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
サービス見込量 (1 か月当り)	20 人日	20 人日	20 人日
	10人	10人	10人
推計の考え方	対象者及び指定事業所が限られることから、大幅な利用増等は見込めず、 実態に準じた値で推移すると見込みます。		
確保のための方策	■指定対象となる各事業所に対する情報提供等を積極的に行い、確保に努めます。		

サービス	医療型児童発達支援		
実績と現状	現時点では利用実績はありません。		
	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
サービス見込量 (1か月当り)	0人日	4 人日	8人日
(1 か月ヨッ)	0人	1人	2人
推計の考え方	事業所が県内でも2か所(福岡市中央区・南区)のみです。発達支援に加え、治療を必要とする児童が対象となりますので、遠方への通所は負担が大きいため、利用者の大きな増加は考えにくいと思われますが、事業の認知が高まるにつれて、若干名の利用が生じると見込みます。		
確保のための方策	■利用希望者には、市外の施設を活用し、サービスの確保を図っていくこととなります。今後、需要が大きくなることがあれば、市内の事業所に関所を働きかけていくことも検討します。		

(3-6) 障害児相談支援

サービス	障害児相談支援			
実績と現状	平成 27 年度(2015 年度)からの給付決定にあたっては、サービス等利用計画の策定が義務付けられました。制度施行後、利用者の伸びが大きくなっています。			
サービス見込量	H30 年度(2018 年度) H31 年度(2019 年度) H32 年度(2020 年度)			
(1か月当り)	456人	496人	526人	
推計の考え方	居宅・通所系のサービスの多くは、毎年更新手続きを行う必要があるため、その都度サービス等利用計画の策定が必要となってきます。 従来は、セルフプランによる対応も多くみられましたが、相談支援専門 員へ様々な支援等を通じ、計画相談支援へと切り替えていく必要があり、 今後も少しずつ増加し、その後は同水準で推移するものと見込みます。			
確保のための方策	■計画相談支援と同様に取り組みます。			



(3-7) 医療的ケア児コーディネーター

サービス	医療的ケア児コーディネーター		
実績と現状	医療的ケアが必要な方を含む重症心身障害児・者及びその家族に対して、 医療・福祉の両面に通じたコーディネーターを設置し、必要な相談支援・ 障害福祉サービス等の調整などを実施しています。		
配置人数			H32 年度(2020 年度)
配旦入奴	2人	2人	2人
推計の考え方	医療的ケア児の生活の難しさや家族の介護負担等を考慮すると、本事業の重要性は高い一方、コーディネーターとして幅広い知識や経験が求められ、平成 29 年度(2017 年度)に配置しているコーディネーターを軸として、今後も事業を推進していきます。		
確保のための方策	■各種研修等を通じて、コーディネーターの養成・確保に努めます。		



2. 地域生活支援事業

(1)サービスの概要

《必須事業》

サービス名		内容
理解	罕促進研修•啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るものです。
自新		障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、 障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り 組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。
相言	炎支援事業	
	障害者相談支援 事業	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に 応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用 支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見 のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のた めに必要な援助を行います。
	基幹相談 支援センター 機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等支援事 業(居住サポート事 業)	障害者で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害者の地域生活の支援を行います。
成年事業	平後見制度利用支援 養	障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る事業であり、成年後見制度の申立てに要する費用(登記手数料、鑑定費用など)や後見人などの報酬を助成します。
成年後見制度法人後見 支援事業		成年後見制度における、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とするものです。
意思疎通支援事業		聴覚・言語機能・音声機能障害、視覚その他の障害のため、意思の 疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者 等の派遣などにより、意思疎通の円滑化を図ります。
意思疎通支援者養成 研修事業		手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう各種養成研修事業を実施します。



	サービス名	内容
日常	含生活用具給付等事業	介護訓練支援用具や自立支援用具などの日常生活用具の給付・貸 与などを行い日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
	介護•訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用 具、並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助 者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの です。
	自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、その他の障害者等の入 浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容 易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
	在宅療養等支援 用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
	情報•意思疎通支援 用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
	排泄管理支援用具	ストーマ(人工肛門等)装具、その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
	居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。
移動	助支援事業	屋外での移動が困難な障害者などについて、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。
	或活動支援センター も強化事業	創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進などを行う「地域活動支援センター」の機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図る事業です。地域活動支援センターには、 I ~II型の3類型が国の要綱で例示されています。
	[型	○専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の 社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育 成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施 します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けている ことを要件とします。
	Ⅱ型	〇地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、 社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
	Ⅲ型	○地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られているものです。○自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能です。
障害		障害児等療育支援事業は、在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児に対し、施設の有する機能を活用し、各種の相談・指導・助言等を行うことにより、障害のある子どもや障害のある人を支える事業です。
会訓	或生活支援広域調整 議等事業	精神障害者が自立した日常生活を営むために必要な広域調整や、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応の体制構築等を進めます。

※地域活動支援センターでは、 I ~Ⅲ型すべてにおいて「基礎的事業」として、利用者に対し創作的活動、生産活動機会の提供など地域の実情に応じた支援を行います。



《その他の事業(任意事業)》

	サービス名	内容
	<i>)</i> 2/4	L1.T.
訪問入浴サービス事業		身体障害者の在宅生活を支援するため、移動入浴車の派遣により入 浴サービスを提供します。
日中一時支援事業・ 障害児タイムケア事業		日中一時支援事業とは、日中に一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して、日中活動の場を提供することにより、家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。 障害児タイムケア事業とは、障害者支援施設・中学校の特別支援教室等において、障害のある中高生等を預かるとともに、社会に適応する日常的訓練を行う事業です。
社会	会参加促進事業	
	スポーツ・レクリエ ーション教室開催 等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の健康づくりや 交流、余暇活動の充実を図るため、各種スポーツ・レクリエーショ ン教室や障害者スポーツ大会などを開催する事業です。
	福祉ホーム事業	住居を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備を提供する事業です。



(2) 第4期計画期間中の実績

第4期計画期間中の地域生活支援事業の実績は次のとおりです。

東線 見込 東線 日発的活動支援事業 無	実績見込 有 無 4 箇所 有 有 5 人 無 2 人 5 2 O 件 有 3 O 件
自発的活動支援事業 無	無 4箇所 有 有 5人 無 2人 520件 有 30件
相談支援事業 2箇所 2 箇所 2 箇所 2 首所	4箇所 有 有 5人 無 2人 520件 有 30件
障害者相談支援事業 2箇所 26所 26m 26所 26m 26	有 有 5人 無 2人 520件 有 30件
基幹相談支援機能強化事業 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有	有 有 5人 無 2人 520件 有 30件
市町村相談支援機能強化事業 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有	有 有 5人 無 2人 520件 有 30件
住宅入居等支援事業	有 5人 無 2人 520件 有 30件
成年後見制度利用支援事業 2人 0人 3人 1人 4人 成年後見制度法人後見支援事業 無 無 無 無 有 意思疎通支援事業	5人 無 2人 520件 有 30件
成年後見制度法人後見支援事業 無無無無無無無無無無無無無無無無無無無無無無無無無無無無無無無意思疎通支援事業	無 2人 520件 有 30件
意思疎通支援事業 手話通訳者設置事業 2人 2人 2人 2人 2人 2人 2人 2	2人 520件 有 30件
手話通訳者設置事業 2人 2人 2人 2人 2人 2人 2人 2人 5十日 5十日 5年日 5日	520件 有 30件
# 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	520件 有 30件
重成障害者コミュニケーション支援事業 有 有 有 有 有 有 有 有 有	有30件
京の 10 10 10 10 10 10 10 1	30件
意思疎通支援者養成研修事業	
が	
(事)	
日常生活用具給付等事業	3講座 31人
↑護・訓練支援用具 32件 20件 35件 17件 38件 自立生活支援用具 82件 73件 85件 83件 88件 在宅療養等支援用具 49件 42件 52件 62件 55件 情報・意思疎通支援用具 92件 53件 95件 80件 98件 排泄管理支援用具 7,152件 5,159件 8,153件 5,169件 9,294件 居宅生活動作補助用具 13件 5件 14件 12件 15件	15人
自立生活支援用具 82件 73件 85件 83件 88件 在宅療養等支援用具 49件 42件 52件 62件 55件 情報·意思疎通支援用具 92件 53件 95件 80件 98件 排泄管理支援用具 7,152件 5,159件 8,153件 5,169件 9,294件 居宅生活動作補助用具 13件 5件 14件 12件 15件	
在宅療養等支援用具 49件 42件 52件 62件 55件 情報・意思疎通支援用具 92件 53件 95件 80件 98件 排泄管理支援用具 7,152件 5,159件 8,153件 5,169件 9,294件 居宅生活動作補助用具 13件 5件 14件 12件 15件	15件
情報・意思疎通支援用具 92件 53件 95件 80件 98件 排泄管理支援用具 7,152件 5,159件 8,153件 5,169件 9,294件 居宅生活動作補助用具 13件 5件 14件 12件 15件	80件
排泄管理支援用具 7,152件 5,159件 8,153件 5,169件 9,294件 居宅生活動作補助用具 13件 5件 14件 12件 15件	50件
居宅生活動作補助用具 13件 5件 14件 12件 15件	65件
	5,180件
	10件
移動支援事業 2,961時間 3,018時間 2,961時間 3,074時間 2,961時間 2,961時	2,833時間 260人
地域活動支援センター事業	
基礎的事業 14箇所 15箇所 13箇所 15箇所 15箇所 105人	12箇所 109人
機能強化事業 I 型 2箇所 2箇所 2箇所 2箇所 2箇所	2箇所
機能強化事業Ⅱ型 ○箇所 ○箇所 ○箇所 ○箇所	〇箇所
機能強化事業Ⅲ型 12(2)箇所 10(2)箇所 13(2)箇所 9(2)箇所 13(2)箇所	8(2)箇所
障害児等療育支援事業 1箇所 1箇所 1箇所 1箇所 1箇所	1 箇所
訪問入浴サービス事業 32人 25人 37人 26人 43人	32人
日中一時支援事業	
任 日中一時支援 480人日 223人日 475人日 159人日 471人日 141人 90人 139人 64人 138人	141人日 52人
意	338人日
事業 「障害児ダイムケア」 77人 53人 77人 49人 77人 社会参加促進事業	527
スポーツ・レクリエー 8事業 9事業 9事業 9事業 9事業 9事業 9事業 9事業 9事業 9事業 662人 601人 662人	8事業
福祉ホーム事業 2人 2人 2人 1人 2人	570人



(3) 各サービスの現状と見込み

《必須事業》

(3-1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	理解促進研修・啓発事業			
実績と現状	本市においては従前から実施していた「障害者問題啓発事業」を本事業 と位置づけ、障害者団体等が実施する啓発活動への補助を通じて、理解促 進・啓発に取り組んでいます。			
字歩の左無	H30 年度(2018 年度) H31 年度(2019 年度) H32 年度(2020 年			
実施の有無	有	有	有	
推計の考え方	毎年、4 件程度の事業へ補助を実施しています。今後も同様に取り組んでいく予定です。事業の効果について検証が必要であると考えます。			
確保のための方策	■現在の支援の形態にとらわれず、より効果的な方法を検討していく必要があると考えられます。			

(3-2) 自発的活動支援事業

事業名	自発的活動支援事業		
実績と現状	地域生活支援事業の必須事業とされていますが、現時点では、本市では 実施の実績がありません。		
字歩の左無	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
実施の有無	無無有		
推計の考え方	障害者福祉においても市民との協働を進めていく必要があります。市民 のインフォーマルな活動への支援について、その手段を検討し、計画期間 内の実施を図ります。		
確保のための方策	■市民活動を支援する他部局の所管する補助を活用した事業などについて、本事業への位置づけの可否について検討します。		

(3-3) 相談支援事業

事業名	障害者相談支援事業		
実績と現状	現在、市内4法人に基幹相談支援センター機能を委託しており、相談支援事業所と連携しながら各種相談に対応している状況です。		
字坛符配粉	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
推計の考え方	指定相談支援事業が増加している中で、委託相談支援事業について、各機関と調整しながらの進めていく必要があります。		
確保のための方策	■基幹相談支援センター事業を継続していきます。		



事業名	基幹相談支援センター		
実績と現状	現在、市内4法人に基幹相談支援センター機能を委託しており、相談支援事業所ほか関連機関と連携しながら各種相談に対応している状況です。		
			H32 年度(2020 年度)
実施の有無	有	有	有
推計の考え方	基幹相談支援センター事業を継続していきます。		
確保のための方策	■基幹相談支援センター事業を継続していきます。		

事業名	市町村相談支援機能強化事業		
実績と現状	委託相談支援事業について、専門的な相談支援を必要とする困難ケース 等への対応のため、専門職の配置を行っています。		
字歩の左無	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
実施の有無	有	有	有
推計の考え方	委託相談支援事業所の今後の役割を考慮すると、困難ケース等への対応 能力の確保は不可欠であると考えられます。引き続き現体制を維持します。		
確保のための方策	■相談支援事業の委託の仕様として、今後も継続していきます。		

事業名	住宅入居等支援事業(居住サポート事業)		
実績と現状	相談支援事業の委託にあわせて実施しています。		
実体の左無	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
実施の有無	有	有	有
推計の考え方	障害者の地域移行を進める上で、居住の場の確保は重大な課題となります。相談件数は、年度間に増減があるものの、需要は高いと考えます。		
確保のための方策	■障害福祉サービスの地域相談支援と重なる部分もありますが、当面は現在の体制を維持していきます。		

(3-4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	成年後見制度利用支援事業		
実績と現状	平成 28 年度(2016 年度)から利用対象の拡大等を行い、利用が増えている状況です。		
11円 字 粉	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
利用者数	6人	7人	8人
推計の考え方	今後、毎年 1 件程度の利用者増加を見込みます。		
確保のための方策	■相談支援等を通じて、 ます。	必要としている人へサー	ビスの提供を行っていき



(3-5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	成年後見制度法人後見支援事業			
実績と現状	地域生活支援事業の必須事業と位置づけられていますが、現在のところ、 本市では実施実績がありません。			
実施の有無	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)	
美心の有無	無	無	有	
推計の考え方	知的障害者・精神障害者が安心して自立した生活を送るために、法人後 見等の権利擁護の体制を整えていく必要があります。			
確保のための方策	られます。高齢者福祉	見等の権利擁護の体制を整えていく必要があります。 ■事業の性質として高齢者を対象とする事業と重なる部分が大きいと考えられます。高齢者福祉を所管する部局が実施する事業への参加等、効果的・効率的な方法を検討し、計画期間中の実施を目指します。		

(3-6) 意思疎通支援事業

事業名	手話通訳者設置事業			
実績と現状	市の障害者福祉課窓口に手話通訳者 2 名を設置し、市の窓口での各種手続きにおける意思疎通を支援します。			
:小 里 	H30 年度(2018 年度) H31 年度(2019 年度) H32 年度(2020 年底			
設置者数	2人	2人	2人	
推計の考え方	今後も同様の体制を維持していきます。			
確保のための方策	■今後も同様の体制を維	持していきます。		

事業名	手話通訳者•要約筆記者派遣事業		
実績と現状	病院や他の官公庁などでの手続きの意思疎通を支援するため、依頼に基づき、手話通訳者を派遣しています。また、講演会などに手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。		
サービス見込量	H30 年度(2018 年度) H31 年度(2019 年度) H32 年度(2020 年		H32 年度(2020 年度)
(のべ件数)	550件	570 件	590 件
推計の考え方	年度間での多少の増減はあるものの、増加傾向にあり、障害者差別解消 法の施行に伴い、今後も、講演会等での需要が増加するものと見込みます。		
確保のための方策	■手話通訳者、要約筆記者が不足している現状を踏まえ、手話通訳者、要約筆記者養成講座を継続して開催するなど、関係団体と協議を行いながら人材確保及び育成等に努めます。		

事業名	重度障害者コミュニケーション支援事業		
実績と現状	言語機能障害等により意思疎通に困難がある重度障害者について、入院時における意思疎通を支援するため、コミュニケーション支援員を派遣するものです。毎年数件の利用があっています。		
H30 年度 (2018 年度) H31 年度 (2019 年度) H32 年度 (2 実施の有無 H30 年度 (2018 年度) H31 年度 (2019 年度) H32 年度 (2			
美胞の有無	有	有	有



推計の考え方	件数は多くありませんが、毎年利用実績があがっており、一定の需要が あります。今後も継続して実施する予定です。
確保のための方策	■ヘルパー事業所等へ制度の周知を図り、コミュニケーション支援員の確保を図ります。

事業名	盲ろう者向け通訳介助員派遣事業				
実績と現状	従来、福岡県の事業として実施していたものですが、市町村の必須事業とされたことに伴い、平成 26 年度(2014年度)から、本市域内の利用者への支援を実施しています。				
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H30 年度(2018 年度) H31 年度(2019 年度) H32 年度(2020 年度)			
(のべ件数)	30件	30件	30件		
推計の考え方	現在、利用の登録がなされているのは3名です。事業の内容から極端な 増減は考えにくく、過去の実績を踏まえ必要量を見込みます。				
確保のための方策	■盲ろう者向け通訳介助 助員の確保を図ってい	員養成研修事業への参加 きます。	を勧奨するなど、通訳介		

(3-7) 意思疎通支援者養成研修事業

事業名	手話・要約筆記奉仕員養成研修事業		
実績と現状	開催講座数、参加者ともに目標に達していません。手話通訳者は不足していると考えられることから、より一層の利用促進を図る必要があります。		
=# 	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
講座数及び 講習修了者数	3 講座	3 講座	3 講座
舑白廖]	40人	40 人	40 人
推計の考え方	開催回数および参加者は過去の実績を踏まえて目標を設定します。		
確保のための方策		、講座開催の周知を行う 選定し、参加者の増加をB	

事業名	盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業		
実績と現状	従来、福岡県の事業として実施していたものですが、市町村の必須事業とされたことに伴い、平成 26 年度(2014 年度)から、本市域内の利用者への支援を実施しています。		
-# 10 W -> -**	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
講習修了者数	20人	20人	20 人
推計の考え方	県の介助員登録者のうち約8割が本市でも登録されています。県の実施する養成講座の終了者の8割が本市でも登録するものとして見込みます。		
確保のための方策	■専門性の高い研修となるため、本市単独で実施することは非効率と考えられます。県の実施する講座への参加を通じて、通訳・介助員の養成体制確保を図ります。		



(3-8) 日常生活用具給付等事業

事業名	介護・訓練支援用具			
実績と現状	年度ごとに多少の増減はあるものの、総じてほぼ同水準で推移していま す。			
サービス見込量	H30 年度(2018 年度) H31 年度(2019 年度) H32 年度(2020 年			
(のべ件数)	18件	18件	18件	
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。			
確保のための方策	■用具品目、対象者、基	準額等、耐用年数等の見望	直しを適宜行います。	

事業名	自立生活支援用具			
実績と現状	年度ごとに多少の増減はあるものの、総じてほぼ同水準で推移していま す。			
サービス見込量	H30 年度(2018 年度) H31 年度(2019 年度) H32 年度(2020 年度)			
(のべ件数)	80件	80件	80件	
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。			
確保のための方策	■用具品目、対象者、基	準額等、耐用年数等の見配	直しを適宜行います。	

事業名	在宅療養等支援用具				
実績と現状	年度ごとに多少の増減はあるものの、総じてほぼ同水準で推移しています。				
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H30 年度(2018 年度) H31 年度(2019 年度) H32 年度(2020 年度)			
(のべ件数)	55 件	55 件	55 件		
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。				
確保のための方策	■用具品目、対象者、基	準額等、耐用年数等の見配	直しを適宜行います。		

事業名	情報・意思疎通支援用具			
実績と現状	年度ごとに多少の増減はあるものの、総じてほぼ同水準で推移していま す。			
サービス見込量	H30 年度(2018 年度) H31 年度(2019 年度) H32 年度(2020 年底			
(のべ件数)	70 件	70 件	70件	
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。			
確保のための方策	■用具品目、対象者、基	準額等、耐用年数等の見配	直しを適宜行います。	



事業名	排泄管理支援用具			
実績と現状	年度ごとに多少の増減はあるものの、総じてほぼ同水準で推移していま す。			
サービス見込量	H30 年度(2018 年度) H31 年度(2019 年度) H32 年度(2020 年度)			
(のべ件数)	5,200件	5,200件	5,200件	
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。			
確保のための方策	■用具品目、対象者、基	準額等、耐用年数等の見望	直しを適宜行います。	

事業名	居宅生活動作補助用具			
実績と現状	第4期計画期間中は、年度により増減はあるものの、ほぼ同水準で推移 しています。			
サービス見込量	H30 年度(2018 年度) H31 年度(2019 年度) H32 年度(2020 年度			
(のべ件数)	10件	10件	10件	
推計の考え方	障害者数の推移を考慮し、今後も同程度で推移するものと見込みます。			
確保のための方策	■用具品目、対象者、基	準額等、耐用年数等の見望	直しを適宜行います。	

(3-9) 移動支援事業

事業名	移動支援事業		
実績と現状	第4期計画期間中は、年度により増減はあるものの、ほぼ同水準で推移しています。		
	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
サービス見込量 (年間総数)	3,180 時間	3,240 時間	3,300 時間
(十月小心妖)	265人	270人	275人
推計の考え方	実績として微減となっていますが、制度移行後まだ期間が短いため、この後の推移が不明です。そのため、現在の状態が続くものと見込みます。		
確保のための方策	■利用者の動向を見極めて対応します。		

(3-10) 地域活動支援センター事業

事業名	地域活動支援センター	-事業 基礎的事業	
実績と現状	現在、I型が2か所、Ⅲ型が8か所、その他市外に2事業所があります。 それぞれ運営費の中で大きく占めるのが、基礎的事業費になります。		
r +- 66 = r +L	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
実施箇所数	12 箇所	12 箇所	12 箇所
及び利用者数	110人	110人	110人



推計の考え方	大きな動きはなく、ほぼ横ばいで推移していくものと見込みます。
確保のための方策	■関係団体等の動向を見極めながら、対応していきます。

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 I型			
実績と現状	「のぞえの杜」、「ピアくるめ」に委託して実施中です。			
中长笠配料	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)	
実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	
推計の考え方	今後も同様の体制を維持します。			
確保のための方策	■今後も委託継続してい	■今後も委託継続していきます。		

事業名	地域活動支援センター機能強化事業 Ⅱ型		
実績と現状	市内に事業所はありません。		
中 ************************************	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
実施箇所数	O箇所	O箇所	O箇所
推計の考え方	日中活動系事業所の増加により、本市での必要性は低くなっています。		
確保のための方策	■上記理由により本市で	の実施は予定していません	ν.

事業名	地域活動支援センター	-機能強化事業 Ⅲ型	
実績と現状	第4期計画期間中には共同作業所からⅢ型事業所への移行がありましたが、Ⅲ型事業所から障害福祉サービス事業所への移行などもあり、利用はほぼ横ばいです。		
実施箇所数	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
※市外の事業所(うきは市、小郡市)を含む。	8(2)箇所	8(2)箇所	8(2)箇所
推計の考え方	現在、市内のII型事業所は、8 か所です。なお、大きな動きはなく、ほぼ横ばいで推移していくものと見込みます。		
確保のための方策	■日中活動系の事業所の増加を踏まえ、補助の必要性を判断する必要があります。		



(3-11) 障害児等療育支援事業

事業名	障害児等療育支援事業		
実績と現状	現状では実施箇所は1箇所のみです。		
rtn + <i>f- f-f</i> c =r +r	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
推計の考え方	事業所数・利用者数ともに大幅に増える見込みはないと見込みます。		
確保のための方策	■利用ニーズを見極めな いきます。	がら、関係機関、法人等の	の調整を図り、対応して

(3-12) 広域的な支援事業(精神障害者地域生活支援広域調整等事業)

事業名	地域生活支援広域調整会議等事業		
実績と現状	「精神保健福祉関係機関連絡会議」における精神障害者の地域移行支援 の充実に向けた取り組みや、「障害者地域生活支援協議会」における障害者 等への支援体制の整備等についての協議を行ってきました。今後も、国の 動向や地域ニーズを踏まえながら、取り組んでいく必要があります。		
88 14 F 36 36	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
開催回数数	10	10	10
推計の考え方	これまでの実績等を踏まえ、今後も同程度の開催を見込みます。		
確保のための方策	■両会議及び関係機関や す。	関係部局との連携を強化	し、確実な実施に努めま

《その他の事業(任意事業)》

(3-13) 訪問入浴サービス事業

事業名	訪問入浴サービス事業		
実績と現状	増加傾向にはありますが、見込みを下回る状態で推移しています。		
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
リーレス兄込里	35人	38人	41 人
推計の考え方	移動入浴車両の派遣により、在宅の重度身体障害者の入浴を支援します。 これまでの実績から、毎年3人の増加を見込みます。		
確保のための方策		事業者が限られているための説明を行い、サービスの	



(3-14) 日中一時支援事業

事業名	日中一時支援型		
実績と現状	類似サービスの「放課後等デイサービス」の浸透が進み、そちらへ利用者が流れている関係で、微減傾向が続いています。		
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	150 人日	144 人日	138人日
	50人	48人	46 人
推計の考え方	今後、放課後等デイサービス事業は伸びていくことが見込まれ、それに 伴い本事業の微減傾向が引き続き続いていくものと見込みます。		
確保のための方策	■利用者の動向を見極めて対応します。		

事業名	障害児タイムケア型		
実績と現状	障害児の学童保育です。特別支援学校や市立中学校の空き教室で実施しています。基本的に定員一杯で推移していますが、実施箇所について近年は増減がなく、一定の水準で推移しています。		
サービス見込量	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	385 人日	385 人日	385 人日
	55 人	55 人	55 人
推計の考え方	今後、事業所数の大幅な増加は見込まれないため、人員・利用量ともに 大きな変動はないものと考えます。		
確保のための方策	■類似サービスの放課後等デイサービスでの対応が可能となるため、同サービスと合わせて提供体制を整えていきます。		

(3-15) 社会参加促進事業

事業名	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		
実績と現状	利用者数が伸び悩んでいます。新規の参加者の獲得が課題と考えられます。		
事業数及び参加者	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	8事業	8事業	8事業
	600人	600人	600人
推計の考え方	スポーツ大会については、開催回数の増加について検討していきます。		
確保のための方策	■障害者ふれあいスポーツ大会については、多くの方の参加を促すため、 種目や開催方法について検討する必要があります。■一般市民対象のスポーツ・レクリエーション教室への障害者の参加のために、啓発活動を進めます。		



事業名	福祉ホーム事業		
実績と現状	平成 26 年度(2014 年度)に新規の利用者が追加され 2 名となりましたが、施設自体が少ないため、大きな利用の増加はありません。		
利用者数	H30 年度(2018 年度)	H31 年度(2019 年度)	H32 年度(2020 年度)
	1人	1人	1人
推計の考え方	旧体系のサービスであった福祉ホームについては、新規に整備されることはほとんどなく、現在は、同様のサービスであるグループホームの利用が主流となっています。今後も同様の傾向が続くものと考えられるため、現状のままと見込みます。		
確保のための方策	■市内には事業所がないため、利用を希望される方には市外の事業所を活用し、サービスの提供を確保していきます。		



第3部 計画の進行管理

1. PDCAサイクルの導入

障害者総合支援法においては、市町村は計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講ずるものとされています。そのため、基本指針においては、少なくとも1年に1回は、成果目標に関する実績を把握し、分析・評価(中間評価)を行い、必要があると認められるときは、計画の変更等の措置を講じる(PDCAサイクルの導入)とされています。また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましいとされています。

〈PDCAサイクルのプロセスのイメージ〉

計画(Plan)



■「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込み量の設定やその他確保方策を定める。



改善(Act)

■中間評価等の結果を踏ま え、必要があると認める ときは、障害福祉計画の 変更や事業の見直し等を 実施する。

実行(Do)

■計画の内容を踏ま え、事業を実施す る。



評価(Check)

- ■成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
- ■中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましい。
- ■活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい。



2. 本市における進行管理

本市における計画の成果目標及び活動指標の年度ごとの進行管理は、「久留米市障害者計画」と同様に、前年度の事業の進捗について障害者福祉課による自己評価を行い、その結果を「久留米市障害者地域生活支援協議会」へ報告し、同協議会において、進捗状況についての評価・意見を審議します。この評価・意見については、次年度以降への施策展開へ反映できるよう努めます。また、国の制度改正や社会状況の変化なども注視しながら、必要に応じ計画見直しの検討も行います。



なお、本計画の実施に係る財源については、予算的に担保されたものではありせん。 今後の市の財政状況による制約により、変更を行うこともあります。